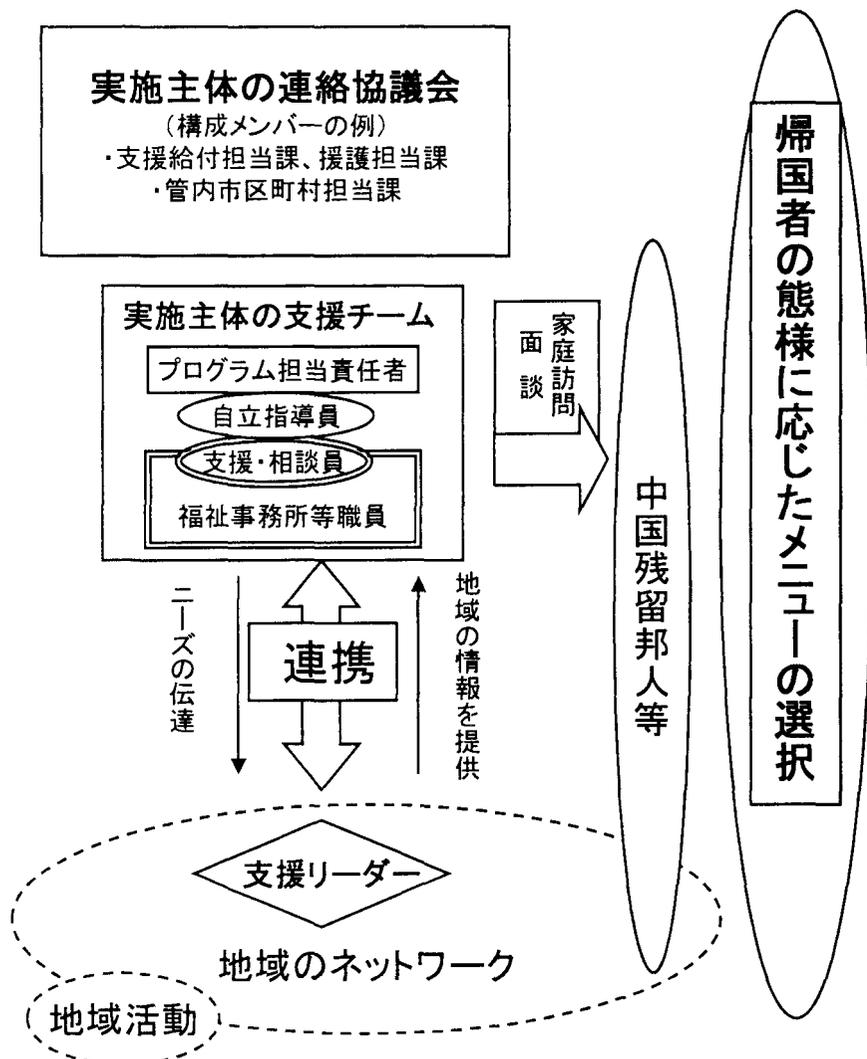


- 中国残留邦人等の地域社会における生活支援は、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」を活用して行う取組み。
- 実施主体は、中国残留邦人等が居住する市区町村。
- 福祉事務所の関与
 - 「地域生活支援プログラム」において
 - ⇒ 「支援・相談員」が中国残留邦人等のニーズを把握。
 - ⇒ 地域生活支援プログラムの実施主体と連携し活用。
 - ※ 都道府県事務所は、必要に応じて各町村と連携。

① 平成20年度における中国残留邦人等に対する地域生活支援プログラム

中国残留邦人等の個々のニーズを踏まえつつ、「地域生活支援プログラム」を作成し、日本語学習、就労支援、生活相談等を行うものである。

○実施主体：市区町村（指定都市、中核市を含む）



メニューの例

<拠点施設の活用>

- 支援・交流センター等での日本語学習、交流事業への参加に伴う交通費(10万円限度)・教材(1万円限度)の支給
- 適切な教材等の紹介

<地域ネットワークの活用>

- 地域で実施する交流事業への参加
 - ・地域活動の紹介
- 身近な地域での日本語教室への参加
 - ・民間日本語学校等の紹介(受講料の1/2(20万円)限度)
 - ・ボランティア日本語教室の紹介
- 地域での就労支援への参加
 - ・生活保護受給者等就労支援事業
 - ・就労に役立つ日本語等資格取得支援
 - 受講料(20万円限度)・受験料(1万円限度)の支給

<親族訪問>

- 中国に居住している親族との再会や見舞いのための訪中時支援給付等の継続支給(旅費の収入認定除外)

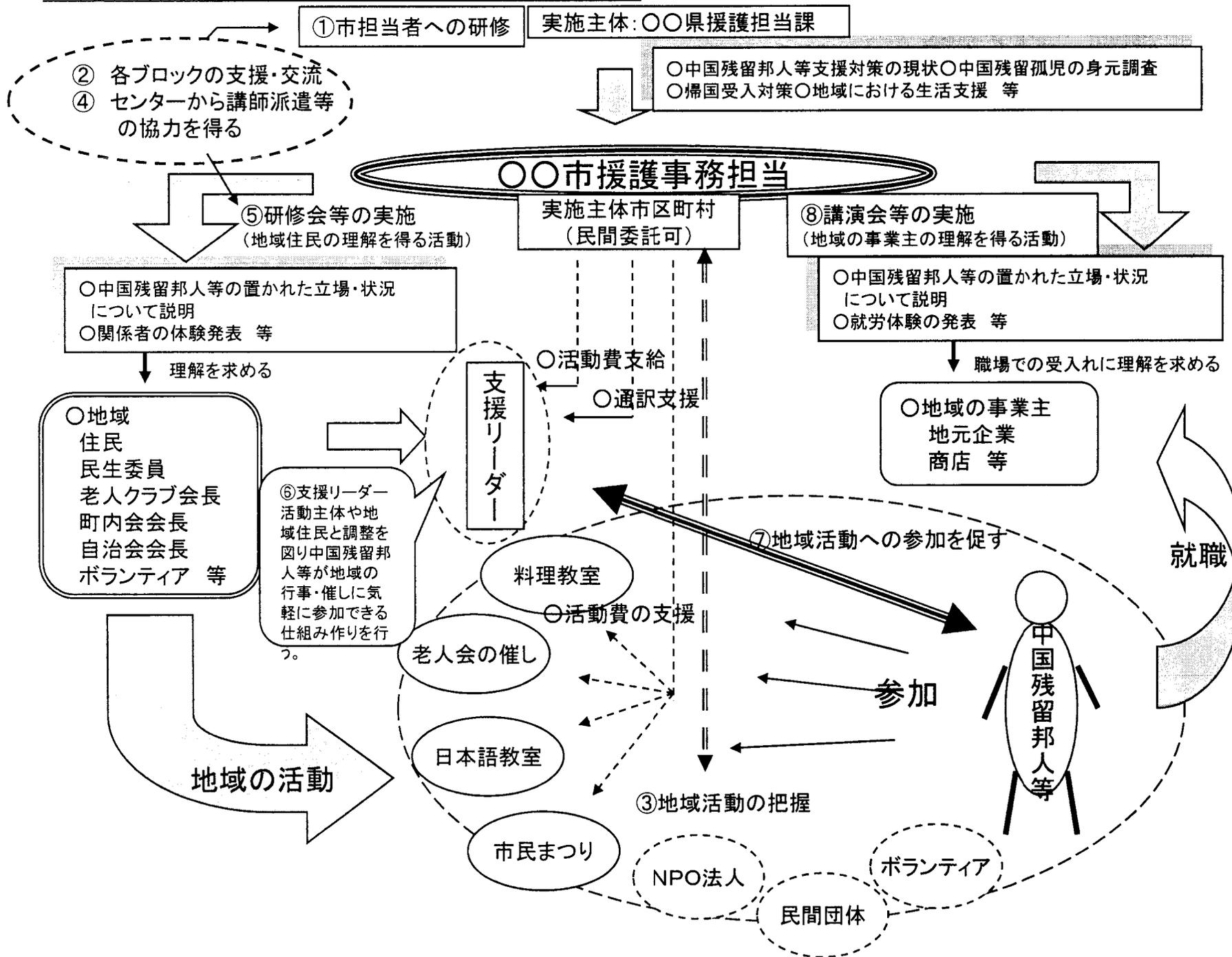
② 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業の実施

地域における多様なネットワークを活用し、中国残留邦人等が地域の日本語教室や交流事業等に気軽に参加できる仕組みをつくり社会的自立を促すものである。

(地域での仕組みづくり)

- 地域住民の理解を得るための研修会を開催する。
- 地域における交流事業等に気軽に参加できるよう地域住民と中国残留邦人等との調整を行う者(支援リーダー)を支援する。
- 自治体等が実施する交流事業を支援する。
- 地域の企業や商店などの関係者に対して、中国残留邦人等の置かれた立場の理解を深める講演会等の開催を支援する。

中国残留邦人等支援ネットワーク(参考例)



③ 身近な地域での日本語教育支援事業の実施

中国残留邦人等が身近な地域で日本語を学べる場を提供し、それぞれの状況に応じた支援を行うものである。

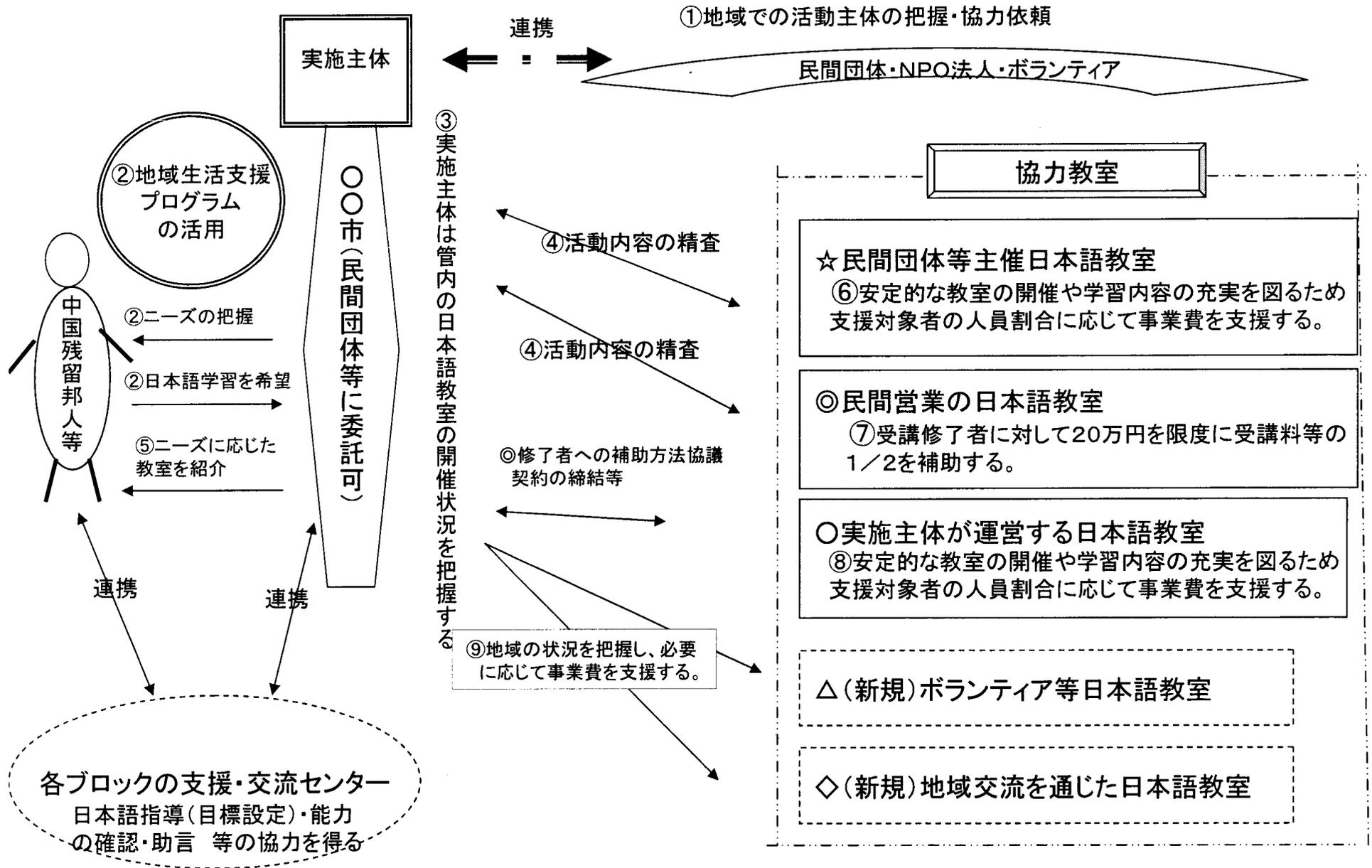
- ボランティア団体等が地域に日本語教室を開講するための経費を支援する。
- 地域の民間(有償)日本語教室の受講を支援する。
- なお、中国残留邦人等に対する日本語学習方法の助言や目標設定など各ブロックに設置した中国帰国者支援・交流センターが支援する。

④ 自立支援通訳派遣等事業の実施

中国残留邦人等の日常生活上の相談、公共機関等のサービス利用時の通訳、就労のための相談及び健康相談等を行うことにより、地域において安心した生活が送れるよう支援を行うものである。

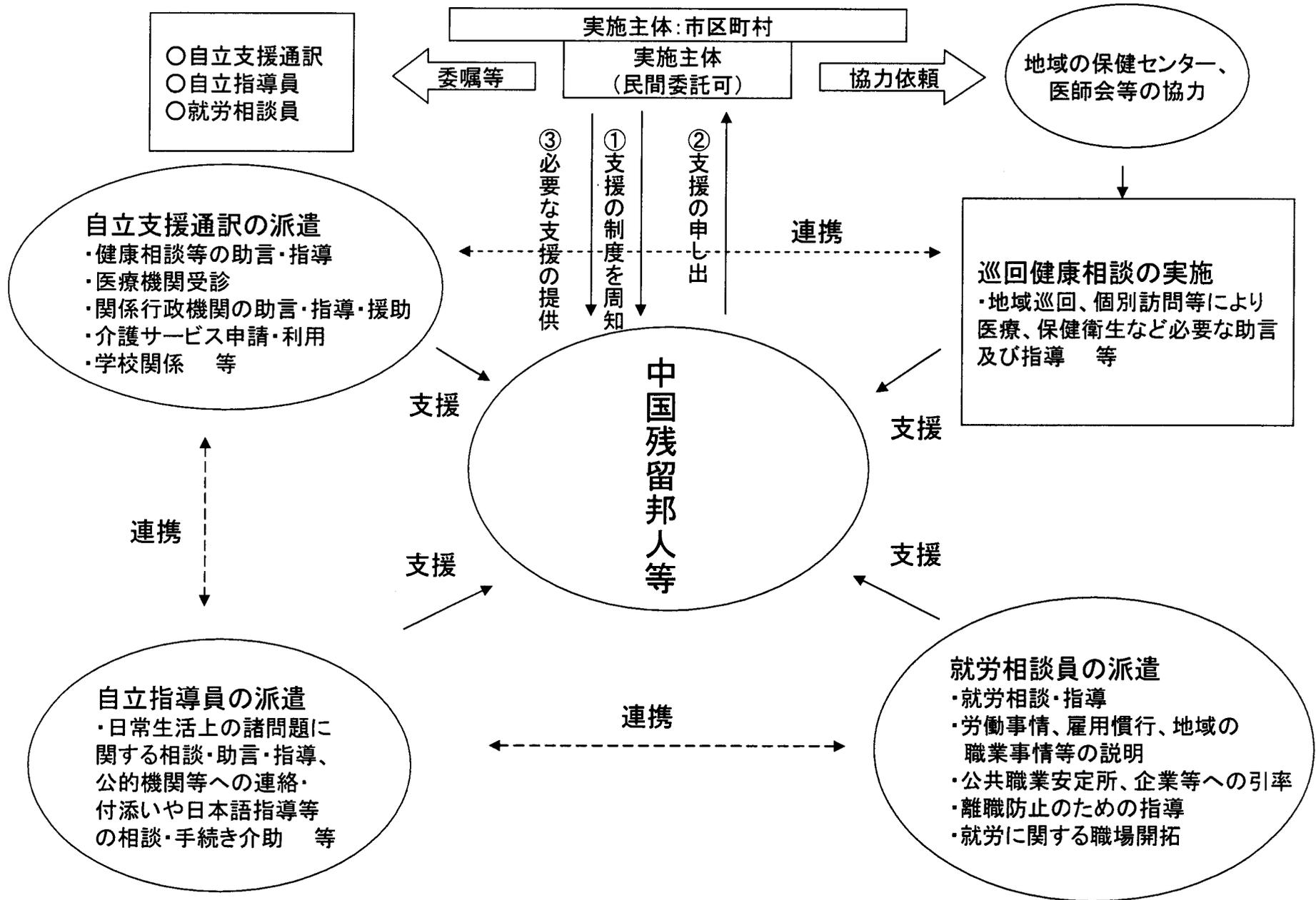
- 中国残留邦人等が公共機関の訪問などの際に自立支援通訳を派遣する。
- 中国残留邦人等の日常生活上の諸問題に関する相談に応じ、必要な援助を行う自立支援通訳等を派遣する。
- 中国残留邦人等の就労相談や指導を行う就労相談員を派遣する。
- 医師等の地域巡回や個別訪問の方法により、健康相談を実施する。

身近な地域での日本語教育支援事業(参考例)



注意: 本事業は民間団体等への補助事業ではないので留意されたい。

自立支援通訳等派遣事業(参考例)



【中国残留邦人等地域生活支援事業担当(都道府県)】

	自治体名	部(局)名	課名	係名	電話番号 (●は代表)	内線	FAX
1	北海道	保健福祉部福祉局	福祉援護課	援護グループ	0112045269		0112324070
2	青森県	健康福祉部	健康福祉政策課	保護・援護グループ	0177349278		0177348085
3	岩手県	保健福祉部	地域福祉課		0196295481		0196295429
4	宮城県	保健福祉部	社会福祉課	援護恩給班	0222112563		0222112594
5	秋田県	健康福祉部	福祉政策課	援護・恩給班	0188601370		0188603841
6	山形県	健康福祉部	健康福祉企画課	地域福祉・援護室	0236302254		0236302301
7	福島県	生活福祉領域地域福祉グループ			0245217166		0245217917
8	茨城県	保健福祉部	長寿福祉課	援護担当	0293013337		0293013349
9	栃木県	保健福祉部	高齢対策課	恩給援護担当	0286233054		0286233058
10	群馬県	健康福祉部	国保援護課	援護係	0272262678 ●0272231111	2678	0272233864
11	埼玉県	福祉部	社会福祉課	援護恩給担当	0488303277		0488304782
12	千葉県	健康福祉指導課	健康福祉指導課	援護恩給室	0432232346		0432226294

	自治体名	部(局)名	課名	係名	電話番号 (●は代表)	内線	FAX
13	東京都	福祉保健局生活福祉部	生活支援課	中国帰国者対策係	0353204079		0353881405
14	神奈川県	保健福祉部	生活援護課		0452104903		0452108859
15	新潟県	福祉保健部	福祉保健課援護恩給室		0252805180		0252805742
16	富山県	厚生部	厚生企画課	恩給援護係	0764443199		0764443446
17	石川県	健康福祉部	厚生政策課	管理・援護グループ	0762251418		0762251409
18	福井県	健康福祉部	地域福祉課	恩給援護グループ	0776200328		0776200637
19	山梨県		国保援護課	援護恩給担当	0552231454		0552231468
20	長野県	社会部	地域福祉課	保護恩給係	0262357094		0262357485
21	岐阜県	健康福祉部	地域福祉国保課	社会援護担当	0582721111	2647	0582728264
22	静岡県	厚生部長寿政策局	援護恩給室		0542212318		0542212864
23	愛知県	健康福祉部	地域福祉課	恩給援護グループ	0529546264		0529546945
24	三重県	健康福祉部	生活保障室	援護・保護グループ	0592242286		0592243085

	自治体名	部(局)名	課名	係名	電話番号 (●は代表)	内線	FAX
25	滋賀県	健康福祉部	健康福祉政策課	平和・援護担当	0775283514		0775284850
26	京都府	保健福祉部	高齢・援護室	恩給援護担当	0754144616		0754144747
27	大阪府	健康福祉部	社会援護課	恩給援護グループ	0669446662 ●0669410351	2429	0669446662
28	兵庫県	健康生活福祉部社会福祉局	援護課	援護係	0783623204		0783624262
29	奈良県	福祉部	福祉政策課	恩給援護係	0742278509		0742220116
30	和歌山県	福祉保健部福祉保健政策局	福祉保健総務課		0734412476		0734256560
31	鳥取県	福祉保健部	福祉保健課	援護係	0857267145		0857268116
32	島根県	健康福祉部	高齢者福祉課	援護恩給スタッフ	0852225246		0852225238
33	岡山県	保健福祉部	保健福祉課	援護班	0862267320		0862219404
34	広島県	健康福祉局	社会福祉部	社会援護課	0825133036		0825116715
35	山口県	健康福祉部	長寿社会課	援護班	0839332800		0839332809
36	徳島県	保健福祉部	保健福祉政策課	地域福祉支援室	0886212170		0886212839

	自治体名	部(局)名	課名	係名	電話番号 (●は代表)	内線	FAX
37	香川県	健康福祉部	長寿社会対策課	総務・援護グループ	0878323265		0878060206
38	愛媛県	保健福祉部生きがい推進局	長寿介護課	援護恩給係	0899122434		0899358075
39	高知県	健康福祉部	保健福祉課		0888239662		0888239207
40	福岡県	福祉労働部	保護・援護課	援護係	0926533301		0926433306
41	佐賀県	健康福祉本部	地域福祉課	援護恩給担当	0952257058		0952257264
42	長崎県	福祉保健部	原爆被爆者援護課	恩給援護班	0958952427		0958952572
43	熊本県	健康福祉部	社会福祉課	援護恩給班	0963332199	7046	0963819025
44	大分県	福祉保健部	高齢者福祉課	恩給援護班	0975062694		0975061737
45	宮崎県	福祉保健部	国保・援護課	援護恩給担当	0985267061		0985267346
46	鹿児島県	保健福祉部	社会福祉課	調査援護係	0992862830 ●0992862111	2830 2831 2832	0992865568
47	沖縄県	福祉保健部	福祉・援護課		0988662177		0988662758

支援・相談員について

1 趣旨

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)第14条第5項においては、「支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及びその配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして懇切丁寧に行うものとする。」とされている。

このため、支援給付に係る事務に際しては、中国残留邦人等に理解が深く、中国語又はロシア語ができる「支援・相談員」を支援給付実施機関に配置するとともに、支援・相談員が中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活を送れるよう支援することとしている。

2 業務の内容

(1) 支援給付事務の補助

支援・相談員は、中国残留邦人等に対する支援給付事務を行う職員(以下「職員」という。)の補助業務を行う。

(2) 生活相談等

支援・相談員は、単独又は必要に応じて職員と同行し、家庭訪問を行い、家庭訪問を通じて中国残留邦人等の日常生活上抱えている問題点を踏まえ中国残留邦人等に最も適した地域生活支援プログラム事業による支援メニューを助言するとともに、日常生活上の生活相談等を行う。

(1) 支援給付事務の補助

福祉事務所等の担当職員と連携して次の業務を行う。

【支援給付を受ける方への補助】

- 窓口において、中国残留邦人等が新たに支援給付申請を行う際の申請書類の確認や申立て事項についての通訳等を行う。
- 要件の審査に伴う、追加情報の聞き取り等の通訳等を行う。

【支援給付を受給中の方への補助】

- 医療等の支援給付実行のための通訳等を行います。
- 定期的な支給要件の確認時の通訳等を行います。

(2)生活相談等

福祉事務所等の担当職員と連携して次の業務を行う。

- 単独若しくは、福祉事務所等職員と同行の上、中国残留邦人等の家庭訪問を行い、個々の支援希望をお聞きし、家庭訪問終了後に中国残留邦人等の生活状況や希望する支援内容を市等の援護担当課(地域生活支援プログラム担当者)に報告することとしている。

なお、支援内容はそれぞれの市により内容が異なる。

(例)

- ・ 日本語を学習したい。
- ・ 地域住民との交流会に参加したい。
- ・ 働くための資格をとりたい。 等

- その他、日常生活上の生活相談等を行う。

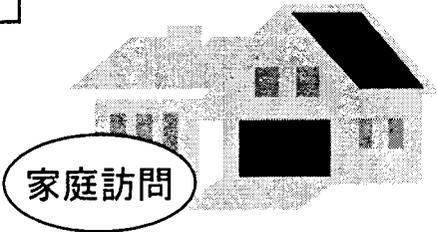
支援・相談員について

実施主体：都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村

支援・相談員
中国残留邦人等に理解が深く、中国語ができる者を支援給付を実施する実施機関に配置する。

支援・相談員の配置

福祉事務所等
(支援給付実施機関)



単独又は必要に応じ職員と同行

窓口

報告・連携

○支援給付申請受付・相談補助

家庭訪問を通じて中国残留邦人等の日常生活上抱えている問題点等を踏まえ地域生活支援プログラムにおける支援メニューについて助言する



○日常生活上の生活相談等



○支援給付要件審査補助

支援メニューの伝達

支援事業実施主体
都道府県、市等

連携

(3) 業務における留意事項

支援・相談員は次の事項について遵守することとしている。

【対応】

- 中国残留邦人等世帯の置かれていた特別な状況を深く理解し、懇切丁寧な対応を行う。

【秘守遵守】

- 業務を行うに当たって、中国残留邦人等の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。
実施機関における、個人情報保護に関する規程等に基づき対応する。

【福祉事務所等との連携】

- 福祉事務所等と緊密な連絡をとる。
各福祉事務所等の指示や方法に従い、窓口や家庭訪問における相談状況や対応方法・結果等について担当職員に随時報告し、適切な指示を受ける。

【報酬等】

- 報酬等については、各実施機関の雇用規程等に基づき決定されるため、他の実施機関と報酬等の金額に違いがある場合がある。

【研修】

- 勤務地の管内を所管する都道府県が年1回程度、支援・相談員に関する研修会を開催する。

【解任】

- 実施機関は、支援・相談員が次のいずれかに該当する場合には、解任することができる。
 - ・ 業務遂行に支障があり、これに堪えられないと認める場合。
 - ・ 支援・相談員としてふさわしくない行為があった場合。

【その他】

- 自立指導員等との情報交換など連携を密にする。

